

【よくあるご質問】大阪府ホームページより抜粋

【制度の利用方法について】

Q：複数のマイスター登録団体に連絡してもいいですか？

A：かまいません。また、1つのマイスター登録団体から複数のマイスター事業者の紹介を受けることもできます。

Q：紹介されたマイスター事業者と条件が合わない場合は、断ることができますか？

A：できます。事業者の決定および契約は、自己の責任で行うこととなります。条件が合わない、または不明なまま契約すると、後にトラブルになる可能性があるため、事業者を決めるときは慎重に行いましょう。

Q：紹介料はいくらですか？

A：マイスター事業者の紹介に関して、紹介料はかかりません。ただし、建物の診断など紹介以外については、有料となる場合があります。各マイスター登録団体に確認の上、ご利用ください。

【事業者と契約するとき】

Q：事業者を決める際のポイントは？

A：提案内容が自分の希望どおりかどうか、金額だけでなく、リフォームの範囲や内容などから総合的に判断しましょう。見積りを数社からとって比較するなどしましょう。

※見積りに際して費用が発生するか、必ず確認しましょう。

Q：見積りを取ったが、どう見たらいいのかわかりません。

A：見積の見方や内容などに疑問があれば、事業者に尋ねましょう。その時の対応も事業者を決める際の判断材料になります。「〇〇工事一式」だけの見積りではなく、内訳明細のある見積りをもらいましょう。自分で判断できない場合は、建築士など専門家に見てもらうことも有効です。

Q：少額の契約でも契約書は必要ですか？

A：必ず書面による契約書を取り交わしましょう。また、契約書にサインする前にしっかりと内容の確認をしましょう。

なお、契約締結後に変更が生じた場合は、必ず書面により契約変更の手続きを行ってください。

【その他】

Q：悪質な事業者は登録されていないのでしょうか？

A：マイスター事業者として登録されるためには、法令の遵守や自主行動基準が公示されていることなどの要件があります。これらの要件に反した場合、または是正されない場合等は登録が取り消されます。

Q：トラブルが起きたら？

A：契約は消費者と事業者の民事問題になります。トラブル時には、契約相手方や登録団体と良く話し合いを行ない、それでも解決しないときは、弁護士相談や訴訟になります。

トラブルを防止するためにも、契約内容をよく理解して、納得して契約することが重要です。